

令和6年度 事業計画書

□基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社(以下「公社」という。)は、地域社会と調和のとれた農業の振興、及び地球環境の保全と自然環境の回復、並びに良好な生活環境の保全等をめざし、

- ① 大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
- ② 安全安心に配慮した魅力ある府民の森の管理運営
- ③ パリ協定を踏まえた地球温暖化防止のための取組み
- ④ 森林の有する公益的機能を支えるための市町村への技術支援等の取組み

を柱に、各般の事業を推進している。

事業推進に当たっては、従来の公益法人から一般財団法人に移行する際に認可を受けた公益目的支出計画を着実に遂行するため、各事業分野の中期的事業展開の方向と目標を設定した、中期経営計画(令和3年度～7年度)に沿って着実に実施する。その際、国や大阪府の事業制度の変更・拡充に迅速かつ柔軟に対応し、より効果的かつ効率的な事業実施に努める。

令和6年度は、引き続きSDGs及びESGの観点も踏まえ、各分野において以下のことを基本に、事業を展開する。

農政分野においては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「農地中間管理法」という。)に基づく農地中間管理事業について、府、市町村等の関係機関と一体となり、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画(以下「地域計画」という。)の実現に努めると共に、大阪農業の成長産業化の中軸を担う農業者の育成と確保の一環として、府が設置する「農業経営・就農支援センター」の業務のうち、経営支援に関する業務の運営を引き続き行う。

自然環境保全分野では、大阪府民の森南河内地区(ちはや園地)と大阪府立金剛登山道駐車場の指定管理業務(令和5年度～9年度)について、利用者の安全と安心を最優先に管理運営に努めると共に、魅力的な自然体験イベントの開催や情報の発信を行い、利用促進に引き続き取り組む。

環境分野では、パリ協定で定める目標等を踏まえ、2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、家庭及び事業者における積極的な取組みを誘発できるよう事業を実施する。

林政分野では、森林経営管理制度や森林環境譲与税の譲与により、市町村が行う森林整備及び木材利用の取組みが円滑かつ確実に実施されるよう、引き続き森林整備・木材利用促進支援センターとして技術支援を行う。

また、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例(以下「気候変動対策条例」という。)」に基づく指針の改正により、令和5年3月に創設された「大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度(以下「CO₂認証制度」という。)」の認証機関として、制度の周知や認証業務を行う。

法人の運営全般では、引き続き各事業分野における委託料及び補助金等の確保と、自然環境保全及び環境の両分野での収益事業の拡大等に取り組み、公社経営の安定化を図る。また、公社

の有する自然環境保全分野に関するノウハウを発揮できるような指定管理業務等の獲得を引き続き目指す。

□事業概要

I 農政分野



1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

全国と同様に、大阪府においても、農業従事者の高齢化や担い手不足、また農地の遊休化が大きな課題となっている。このため、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を、現在、市町村が策定を進めている。公社は、農地中間管理機構として、地域計画の早期実現に向け、関係機関と連携し、担い手への農地の集積及び集約を図り、経営基盤の安定・強化を積極的に推進する。

(1) 農地中間管理事業

① 事業推進方針

これまで市町村が行っていた農地の貸借が、法改正により、令和6年度末に廃止され、農地中間管理法に基づく貸借に統合されると共に、これまで公社が行ってきた貸手・借手のマッチングは、市町村や農業委員会が行うことになり、公社は地域計画区域内の農地貸借の手続きを主に行うこととなった。

そのため、貸借件数の大幅な増加や役割の変更に的確に対応できるよう、市町村や農業委員会等の関係機関と新たな役割分担に基づいて構築した貸借制度の定着を図ると共に、事業の推進に当たっては、関係機関との連携をより一層強化し、業務の重点化と効率化を更に進める。

② 事業目標

昨年度は、認定農業者や新規就農者等への新規貸借及び更新を27.4ha、府等の関係機関と連携した面的な取組みによる農地貸借を33.4ha 実施し、府域全体で60.8ha の実績となる見込みである。本年度は、引き続き、新規の貸借及び更新により、昨年度を上回る61.0ha 以上を目標として実施する。

③ 重点対象地区

農地の面的整備事業の実施に向けて取り組んでいる地区の他、取組みの機運が高まっている地区や地域計画の策定等に向け、地域の将来像について話し合いを進めている地区において、農地中間管理事業の導入が図れるよう重点的に取り組む。

④ 地域への働きかけ

地域計画策定に向けて取り組んでいる地区を中心に、農地中間管理事業の着実な実施や制度の理解促進に向け、中期経営計画の目標である48回を上回る51回以上を目標に地域

への働きかけを行う。

(2) 農業経営・就農支援センター(経営支援部門)

経営意欲のある農業者が、創意工夫を生かした農業経営が展開できるよう、農業所得の向上や農業経営の法人化、規模拡大などの多様な経営上の課題解決に向け、きめ細かな相談に応じると共に、多種多様な専門家の派遣による指導を行う。

この事業の対象は、大阪府が決定する重点支援農業者であり、本年度の目標を50名とする。支援内容については、公社と大阪府やJA等で構成する部会での協議を経て決定する。

さらに、企業が農業分野への参入を検討する際の相談に応じると共に、参入後の経営課題の克服ができるよう伴走支援も行う。

II 自然環境保全分野



1 大阪府民の森管理運営事業 (実施事業等会計2)

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、府民が樹木や野草などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感できる機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を深める施策を展開している。

これらの施策の拠点として整備された「大阪府民の森」の一部である南河内地区(ちはや園地)及び大阪府立金剛登山道駐車場について、公社と大阪府森林組合が共同事業体として、令和5年度から5年間の指定管理事業を実施している。

一方で、ちはや園地が位置する金剛山は、アジア諸国の方々から人気が高く、大阪・関西万博を通じて、南河内地域の誇る観光コンテンツとしてのポテンシャルは有するものの、ロープウェイ廃止等の影響により、ちはや園地の利用者数は低迷傾向にある。

このため、大阪府は、令和6年度～7年度に各種整備工事を行い、金剛山を核として、集客力を高めると共に、観光客や登山者の周辺での回遊を促し、消費活動につなげ、地域の活性化を図るとしている。

具体には、金剛山やちはや園地等で様々な情報提供を可能とするデジタルサイネージや周遊を促す誘導サインを設置する。また、金剛登山道駐車場の一部に、周遊ルートの拠点として、イベントにも活用できる木製のコミュニティスペース(休憩所)を設置する。更に、登山道も兼ね、ちはや園地へ唯一の車両通行が可能な伏見峠アクセス道の路面改良を行い、輸送路としての機能強化を図る。その他、キャンプ場についても、シャワー棟やバンガローの新設等機能の強化を実施するとしている。

公社としては、管理運営にあたり、来園者の安全確保を最優先に実施すると共に、機能の強化される施設等を最大限活用して、ちはや園地のさらなる利便性と魅力の向上を図り、集客拡

大につなげる。

園地名	面積(ha)	主要施設	所在地
ちはや園地	13	キャンプ・バーベキュー場 星と自然のミュージアム 等	千早赤阪村
金剛登山道 駐車場	3.3	駐車場、公衆トイレ 各2か所	千早赤阪村

(1) 安全で快適な施設管理

府民の森の管理運営に当たっては、施設や設備の不具合が園地利用者の事故の原因となることがないように、毎日の点検や定期点検を確実に実施し、事故や破損が発生する前に補修や修繕、安全対策措置を講じ、安全と安心を最優先に取り組む。

① 施設の点検と安全対策の実施

案内所等の木造施設、管理道等の基盤施設、給水施設の機械設備等は、既に設置後40年近くが経過しており、劣化や老朽化が顕著になっている。このため、一斉施設点検を年2回実施すると共に、日常の点検及びパトロールにより、不具合を発見した場合、修繕が可能なものは園地職員が速やかに実施すると共に、専門技術を必要とする場合は安全措置を講じた上で専門業者に依頼する等利用者の安全と快適な利用の確保を最優先とする。また、掲示板等により、利用上の安全情報を適宜提供する。

点検結果は、常に大阪府と情報共有し、劣化が顕著な施設や安全性に懸念のある施設については、協議・調整・役割分担の上、府が行う対策は、早期に実施されるよう要請する。

② ナラ枯れ被害対策等

南河内地区のナラ枯れ被害は、これまでの対策により減少傾向にあるものの、被害の終息には至っていないため、8月にナラ枯れ被害木に加えて根腐れや枝枯れなども含め調査を実施し、管理道、園路、広場等の危険木対策に引き続き取り組む。

③ 府実施工事に係る安全対策

令和6年度～8年度には、大阪府施設(香楠荘)の解体撤去工事をはじめ、アクセス道の改良やキャンプ場の改修等の工事が予定されており、工事車両が園地内や登山道を通行することとなる。工事中、園地利用者や登山者への安全配慮の徹底を府等に求めると共に、公社としても園地利用者等への注意喚起を行うなど安全対策に万全を期す。

(2) 魅力ある府民の森の運営

誰もが快適に楽しく利用できる園地運営を目指し、利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

① ちはや園地における自然体験イベントの実施

ちはや園地では、星空観測や自然素材を使った工作、野鳥や植物、昆虫の観察など、子どもから大人まで参加できる多様なイベントやプログラムを、一般社団法人大阪府山岳連盟やNPO法人日本パークレンジャー協会などのボランティアの協力を得ながら提供し、府民の

森の魅力づくりに努める。

② 駐車場でのイベントなど多様なプログラムの実施

令和6年度～7年度には、大阪府により、キャンプ場施設の改修・整備工事が実施される予定となっていることから、工事期間中は、一時的にバンガローが利用できず、宿泊を伴うイベントの開催は難しくなる。このため、ちはや園地の特色である星空観察については、金剛登山道駐車場での日帰り星空観察会、天体観望会の Zoom 配信、小学校での出前講座など創意工夫した多様な取組みを実施する。これらは園地までの登山を伴わず、気軽に参加できるプログラムであることから、これまでと異なる幅広い参加者を集めることが可能となり、新たにちはや園地の魅力を知っていただき、利用拡大に繋げることを目指す。

③ 府民の森の情報発信と積極的な PR

野草の開花や生きものなどの自然情報、イベントやアクセス情報を、SNS等によりタイムリーに発信すると共に、チラシ、WEB 等の多様な広報媒体を活用し、園地の魅力を広く府民に発信する。SNSのフォロワー数等については、前年度実績に対して60人以上増加させることを目標とする。

2 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

利用者へのサービス向上と公社の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や新規収益事業の開発に努める。また大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業については、府民の森ちはや園地との一体的管理運営を行うことにより、効率的な運営に努める。

(1) 府民の森直営事業

本年度も引き続き、自然素材を活用した木製コースター等の手作り物品、冊子「金剛山 野草と木の花ハンドブック」(令和6年2月発行)や飲食物などの販売、多彩な収益イベント等の実施により、利用者へのサービス提供と収益の確保を図る。

(2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

駐車場の管理運営については、令和5年6月に行った精算機の更新によりトラブルなく運用できているため、更新に合わせて実施した開場時間の拡大(7:00～19:00 から 6:00～21:00 に拡大)を引き続き実施する。

III 環境分野



1 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

脱炭素社会の実現に向けて、国においては一昨年立ち上げた官民連携による「脱炭素に

つながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」により、国、自治体、企業、団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しする取組みを広範に実施している。また、大阪府においても、昨年度から気候変動対策条例に基づき、中小事業者にも自発的な気候変動対策の取組みを促すため、対策計画書を提出することができる制度の運用を開始している。

大阪府地球温暖化防止活動推進センター(以下「大阪センター」という。)として、これらの動きと連携して地球温暖化防止の取組みをより一層促進するため、環境省や大阪府、市町村の委託事業の獲得や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村はもとより、経済団体、NPO、大学・専門学校生、大阪府地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)等と連携を強化して、あらゆる主体の意識改革と行動変容を喚起すると共に、事業者における脱炭素経営に向けた取組み促進し、CO₂の排出の少ないエネルギー利用への転換を図る。

これらの取組みにより、地球温暖化対策等の啓発人数5,300人以上、活動を支援する推進員160人以上を目標とする。

(1) 府民向け地球温暖化対策の普及啓発の推進

大阪府が委嘱した推進員、環境NPO、市町村などと連携し、セミナーの開催や環境イベントへのブース出展などを通じて、府民向けの地球温暖化対策の普及啓発を行う。また、学校での出前授業や市町村等が実施するイベントに大阪センター職員や推進員を派遣することなどにより、地域での地球温暖化防止活動を支援し、行動を促進する。

また、府民向けの普及啓発広報誌「えこっと OSAKA」を年3回発行する。

(2) 大阪府と連携した地球温暖化対策等の普及促進

大阪府が計画している事業に積極的に参画し、府民や事業者の行動変容につなげる。

① 脱炭素化に向けた消費行動促進事業

昨年度までに作成した大阪版カーボンフットプリント算定手法を活用して、ラベル表示等の普及啓発をより幅広く行うため、大阪産(もん)などの地元産農産物をはじめ、これらを用いた料理、加工品等にも展開し、地産地消によるCO₂の排出の少ない消費行動の周知拡大を図る。

② 脱炭素経営宣言促進事業

気候変動対策条例により、新たに施行された温室効果ガス削減に係る対策計画書の任意届出制度を活用し、事業者の脱炭素経営を促進することが有用である。このため、商工会議所や地域の金融機関等と連携して、中小事業者の脱炭素化の取組みを支援する「脱炭素経営宣言」の登録拡大を図ると共に、宣言をした事業者に対して、登録のインセンティブである補助金やESG金融等の各種メニューの情報提供等を行う。

(3) 市町村と連携した地球温暖化対策等の普及促進

市町村と連携して家庭の省エネ相談を推進すると共に、小学校や幼稚園等に対する環境教育や、住民を対象とした地球温暖化対策等の普及啓発事業に積極的に参画する。

(4) 事業者向けのCO₂排出削減対策

大阪府域で脱炭素化の中核を担う商工会議所、商工会等の経済団体との連携を強化し、中小企業者対象の脱炭素支援セミナーの開催や、エネルギー使用量が一定規模未満の事業者に対し、対策計画書作成の支援を行う。

2 環境調査・相談事業(その他会計1)

国や府、市町村、民間事業者等が実施する環境保全に係る事業等の情報を収集し、入札に参加するなど積極的に参画を図る。

(1) コベネフィット型環境対策技術等の国際展開に係るベトナムとの二国間協力事業

昨年度までに続き、ベトナム国内の事業所において、コベネフィット実証を行うと共に実証効果の確認を行う。また、昨年度に増補改訂したコベネフィット診断・実施マニュアルを活用し、現地で人材育成研修を行う。さらに、ベトナム企業のうち、二国間クレジット制度(JCM)を活用可能な企業を選定し、課題を解決するための調査を行う。

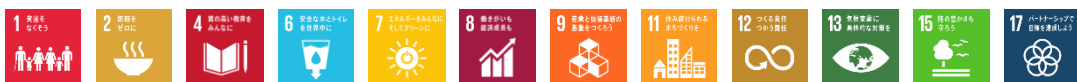
(2) 事業活動の省エネ化の促進

事業活動における省エネ化を促進するため、環境省等の事業を活用して省エネ診断を行う事業者からの診断の受託に努める。

(3) 『豊かな大阪湾』保全・再生・創出活動推進ノウハウ集作成業務

昨年度作成した大阪湾及びその沿岸地域をフィールドとしたエコツーリズムや体験型環境学習の実施に係るノウハウ集に新たな活動分野（藻場づくり）を追加するとともに、藻場づくりに係るモデル事業の実施団体を公募により選定する。また、作成したノウハウ集の普及を図るため、エコツーリズムや体験型環境学習の実施を検討している学校関係者、市町村、企業等を対象にセミナーを開催する。

IV 林政分野



1 森林整備・木材利用促進支援事業(その他会計3)

令和元年度から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき森林環境譲与税が全国の自治体に譲与されている。また、「森林経営管理法」が施行され、新たな森林経営管理制度も運用されている。

森林環境譲与税は、その用途が、間伐などの森林整備や木材の利用促進、担い手の育成や普及啓発等に活用することに限られており、各市町村で計画的に取組みを進めていくことが求められている。令和6年4月から、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まることから、

各市町村において適切に事業が行われるよう引き続き支援・助言を行うとともに、ホームページ等を通じて積極的に使途の公表が行われるなど、本税の徴収趣旨や効果について府民の理解が深まるように働きかける。

また、令和5年3月に創設された CO₂認証制度を民間事業者や団体が活用するよう促すことにより、幅広い主体による森林整備や木材利用の取組みの普及を目指す。

(1) 市町村支援事業

① 市町村への助言

府内全ての市町村を巡回訪問して、森林環境譲与税による事業計画の作成や実施手法等の相談に応じ、必要な情報の提供や技術的な助言等を行う。

また、大阪府と連携し、市町村職員を対象とした会議を開催し、国及び大阪府の動向や他府県の取組状況、事業実施の留意事項等について、情報提供や意見交換を行う。

② 技術研修会の開催

市町村職員等を対象として、森林整備や木材利用、普及啓発等の取組みに関する技術研修会を開催する。

年度当初の初任者向け研修の開催や森林組合連合会及び大阪府建築士会との共催による設計担当者向けの木材利用勉強会の開催などにおいて、森林整備に関する国等の補助事業の紹介や木造・木質化を図るうえでのコスト抑制のポイントなど、市町村ニーズに応じた情報やノウハウの提供を行うことで、市町村による森林整備や木材利用の取組みの一層の促進につながるよう、効果の高い研修の実施を目指す。

③ 事業実績の広報

森林環境譲与税を活用した森林整備・木材利用の取組実績について、公社のホームページや事業 PR パンフレットで紹介するなど広く府民に発信する。

(2) 木材利用促進支援事業

府内市町村において大阪府産材を使った木材利用の事業数17事業の実施を目標として支援を行う。

① アドバイザーの派遣

市町村が公共施設の木造化や木質化、木製品の整備、木育をテーマとした体験学習等の木材利用事業の取組みを行うにあたり、相談内容に応じて、知識と経験を有するアドバイザーを派遣し、技術的な指導や助言を行う。

② 木材・木製品情報の収集・提供

国産木製品を製造販売する民間事業者から製品情報や使用事例等を収集し、必要に応じて市町村に提供すると共に、民間事業者へ森林環境譲与税の制度の周知や大阪府産材利用等を働きかけていく。

府内産木材を活用した製品等の情報を、譲与税や CO₂認証制度の活用を検討する市町村、民間事業者に向けて積極的に提供する。

(3) 森林整備支援事業

府内の森林を有する市町村(33市町村)のうち、森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手する市町村数5市町村を目標として支援を行う。

① 森林整備関係情報の収集・提供

市町村による森林整備事業の取組みの参考とするため、森林経営管理制度に関する国の動きや府内外での取組実績等について、市町村の森林状況や事業進捗を踏まえながら情報提供を行う。

② 森林整備計画作成等支援

市町村が森林所有者への意向調査や森林整備計画の作成等を行うにあたり、大阪府や大阪府環境農林水産総合研究所と連携し、森林の基礎データの提供や整備手法の検討・提案等、技術的な助言を行う。

(4) CO₂吸収量・固定量認証事業

令和5年3月に創設された認証制度について、審査・認証及び制度の周知等の業務を行うことにより、府内の市町村や民間事業者が森林整備や木材利用に取り組めるよう、積極的に支援を行う。